

神戸市復興計画策定過程の評価と考察

The evaluation of planning process of the “Kobe City Restoration Plan”
from the 1995 Kobe Earthquake

太田敏一¹, 牧 紀男², 林 春男²

Toshikazu OTA¹, Norio MAKI² and Haruo HYASHI²

¹神戸市みなと総局技術部西神整備事務所

Seishin Development Office, Port and Urban Projects Bureau, City of KOBE

²京都大学防災研究所 巨大災害研究センター

Research Center for Disaster Reduction Systems, DPRI, Kyoto University

This paper discusses about planning process of the "Kobe City Restoration Plan". Planning Process Evaluation Matrix was developed based on 1) Project management schema, and 2) "Evaluation Window", which is developed based on Johari window concept. The Matrix was applied to evaluate the planning process of the Kobe long term recovery plan and applicability of the Matrix were verified. As a results of evaluation, planning process of the Kobe long-term recovery plan is clearly described as the knowledge which can translate to a future planner working for a long-term recovery planning after a major disaster.

Keywords: *the 1995 Kobe earthquake, long-term recovery planning, 2 step formulation, civic participation, master plan*

1. はじめに

1995年1月17日に起こった阪神・淡路大震災は、現代社会においてきわめて発達した大都市を直撃した自然災害として、未曾有の大規模な被害をもたらした。この震災を契機として、日本は地震の活動期に入ったという指摘がある。東海、東南海、南海地震がそう遠くない未来に発生することは確実視されている。そして、その前には、直下型地震がいくつかは発生するのではないかと言われている。この言葉を裏付けるように、その後、福岡、新潟、能登など各地で直下型地震が発生している。また、世界各地でも、スマトラ沖の大地震と大津波、ハリケーン・カトリーナによる米国の大都市を直撃する災害などが頻発している。

このような状況の中で、災害後の復興に対する関心が高まっている。米国では、2001年の同時多発テロを契機に、「復興計画」の項目が連邦危機管理庁（FEMA）の支援の枠組みとして整備され（Emergency Support Functions 14; (ESF14) “Long-Term Community Recovery and Mitigation”）、ハリケーンカトリーナからの復興においては、この枠組みに基づく復興計画が一部で実際に策定された。¹⁾ また、「世界災害レポート」でも「コミュニティの回復力」（Community Resilience）が特集された。²⁾

阪神・淡路大震災では、それまでの日本の防災にない新しい課題がいくつか生まれた。その一つが「復興」である。阪神・淡路大震災からの復興に向けた取り組みは、

先進国での大災害からの復興を完成させた貴重な例と評価されている。³⁾ そして「復興計画の策定」は、その復興をスタートさせる重要なものである。阪神・淡路大震災後に策定された「神戸市復興計画」⁴⁾ は、文書として残っているし、その間の簡単な経緯についても、記録が残っている。また、その計画に対する「総括と検証」を10年間にわたって行っており、その達成度についても検証が可能である。^{5) 6)} しかし、被災して間もない混乱する状況の中でどのように復興計画を策定していったのかについてはあまり残されていない。神戸市復興計画策定の過程を検証し研究した事例はかつてないが、この研究は、今後の世界の大災害後の復興にとって意義あるものと考えられる。

阪神淡路大震災に関する「復興計画」については様々な主体による計画が存在しているが、本研究では、神戸市が行政計画として策定した復興計画を対象とするものである。

2. 検討の目的と進め方

(1) 検討の目的

ここでは「神戸市復興計画」の策定過程に照準をあて、その特徴を明らかにすることを目的とする。その際に、単に事実を列挙して確認するという作業ではなく、策定過程を諸要素に分解し、その要素ごとに検証する。これによって、「神戸市復興計画」の特徴を科学的に明らかにすることにより、今後の活用にとっても意義あるもの

となる。

(2) 検討の進め方

「復興計画の策定と実施」は、一つのプロジェクトとみなすことができる。なぜなら、定常業務ではなく、特定の目的を持ってはじめられ、また、実行の後は終わるといった性質（有期性）があるからである。プロジェクトのマネジメントについては、米国標準規格としてまとめられた「プロジェクトマネジメント」という手法があり、それが事実上の世界標準となっている。このプロジェクトマネジメントに関する知識は、すでに体系化されている。⁷⁾ 本研究では、復興計画を一つのプロジェクトとみなし、このプロジェクトマネジメントの枠組みを活用して検討をすすめる。

プロジェクトマネジメントをいくつかのフェーズごとに、プロセス群を考えて図化したものが図-1である。

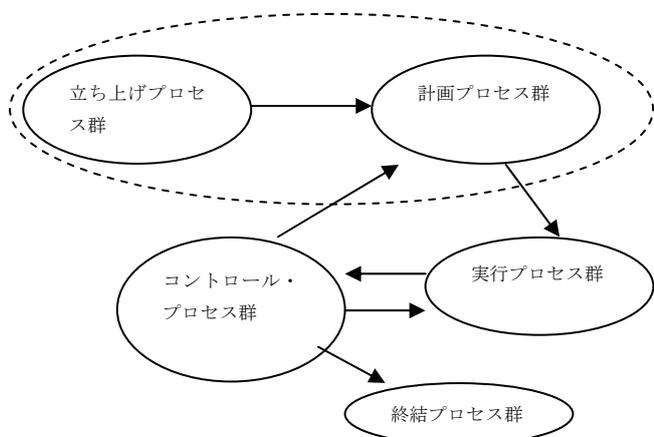


図-1 フェーズにおけるプロセス群の関係

上図の点線で囲った部分が立ち上げと計画のフェーズであり復興計画の部分である。プロジェクトを効率的に行うには、この部分が重要である。そして大きなプロジェクトでは<立ち上げ>と<計画>は実行チームとは別にチームが作られて計画を策定することがよくある。神戸の復興計画策定の場合もそれに該当している。

計画の基本要素として、1) イントロ、2) 問題提起 (Why) : そもそもなぜ必要なのか、3) テーマ設定 (What, Where), 4) 現状分析、5) 企画案の提示 (What), 6) 企画案の評価 (How much), 7) 実行計画 (作業計画、スケジュール、体制 (How, When, Who)), 8) 付加情報の8つの要素があげられる。⁸⁾ なお、復興計画は、後述するように各分野の計画をインテグレートする側面もある。プロジェクトマネジメントでは、このようなタイプは「プロジェクト統合マネジメント」として規定されており、より高次の戦略計画の必要性や他計画の取り込み、多くのステークホルダーの存在などの要素が付加されてくる。

これらを参考にして検討対象とすべき要素として以下のような諸点を抽出する。

まず、プロジェクトマネジメントにおいて<立ち上げプロセス>に相当する部分を抽出する。最初に「復興計画を策定することの決定」とそのための「組織」の立ち上げが必要である。次に「何を計画に書き込むのか」および「何のために書き込むのか」を決める。すなわち「計画策定の目的」である。

次に<計画プロセス>としては、「どのような手順

で」、「いつまでに」、「何を」策定するか、ということがある。これは「策定期限の設定」、「策定の手法」、「委員会や分科会の設置、運営」、「復興計画の目次と内容」などである。

そしてそれを実行するための「組織」の具体的な「形態」と「運営」である。また、多くの関係者が参加しており、これら「ステークホルダー」についての検討も必要である。これとあわせて、手法として重要な「市民参加」及び表現方法として重要な「重点の示し方」も検討に加える。また、計画に表された内容だけでなく潜在的ではあるが重要な要素があれば、それについても抽出し検討することとした。

(3) 検討のフレーム

ジョハリの窓 (Johari Window)⁹⁾ という心理学においてよく知られている自己認識の手法がある。これは、



図-2 ジョハリの窓

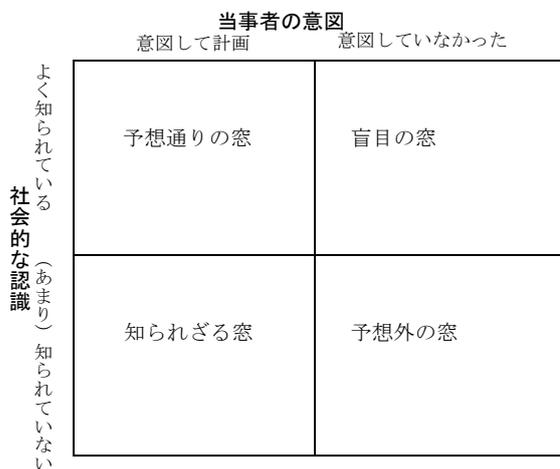


図-3 検証の窓

自己 (もしくはグループ) が、「他人に対して公開された自己 (open self) = 開放の窓」と「隠された自己 (hidden self) = 秘密の窓」とともに、「自分自身でわかっているが他人はわかっている自己 (blind self) = 盲目の窓」と「他人も自分もわかっている自己 (unknown self) = 未知の窓」という4つの自己の象限から構成されるとし (図-2)、それをまず分析し理解し、次にそのうちの公開された自己の部分を広げることによって自己改善を図ろうという、自己理解と対人関係

進展のツールである。

本研究では、この枠組みを復興計画策定プロセスに当てはめ、復興計画の策定にあたって抽出した検討項目について、計画策定の当事者に意図されていたかの否かと、それを受け止めた社会が認識していたかの否かの2軸を評価軸として、図-3に示す4つの象限から検討・評価した。ここでは、これを「検証の窓」と名づけ、それぞれの窓を「予想通りの窓」、「盲目の窓」、「知られざる窓」、「予想外の窓」と呼ぶことにする。

心理学における「ジョハリの窓」が「開放の窓」の部分押し広げることで、自己認識の改善や対人関係の改善を目指すように、検証の窓による検討・評価は、阪神・淡路大震災における神戸市の復興計画策定過程に関する理解度(intelligibility)の向上に寄与することを目的としている。すなわち、将来発生する大規模災害において復興計画策定にあたる際に「予想通りの窓」の部分押しひろげることが目的である。そのため、復興計画策定の当事者とその熱心な観察者という異なる立場にある著者による「ふりかえり」を通して、今まで「盲目の窓」及び「予想外の窓」であった部分に属する事実を明示化する⁽¹⁾ことを目指している。

(4) 検討の方法

本論文は、3人の筆者による共同作業である。一人は計画策定に直接かかわった者(太田)であり、一人は復興計画策定にはかかわっていないが復興の研究を続けてきた研究者(牧)であり、さらにもう一人は復興計画策定の委員会の委員としても参加した復興の研究者(林)である。本論文は復興計画に直接かかわった太田が、主に復興計画策定過程について要素ごとに事実を記述し、その後記述内容に対して、策定時の立場が異なる専門的な知見を持つ2名が加わり、相互主観的な評価を行うことにより、その妥当性の検証を行った。本論文検討方法は、以下の通りである。すなわち、復興計画に関して検討すべき要素について合意する。各要素として(①復興計画策定方針の決定と組織の立ち上げ②策定目的③期限④手順⑤形態と運営⑥内容⑦ステークホルダー⑧市民参加⑨重点⑩潜在要素)を検証の窓において検証する際に、計画策定にかかわった者(太田)が、上記の横軸すなわち<当事者の意図>について判断し、復興計画策定にはかかわっていないが復興計画の研究を続けてきた研究者(牧)が、縦軸すなわち<社会的な認識>の程度について判断し、さらにもう一人の復興計画策定の委員会、審議会の委員としても参加した復興の研究者(林)が、両者の評価の信頼性の検討を行った。

3. 復興計画策定のアウトライン

復興計画策定過程については、すでいくつかの公表されたものがある。⁽¹⁰⁾⁽¹¹⁾⁽¹²⁾詳細はこれらを参照いただきたいが、その概要は次のようなものであった。

大震災の発生から9日後の1月26日に復興を推進していくための組織「神戸市震災復興本部総括局」が設置された。⁽²⁾復興本部総括局はすぐさま、復興計画の策定に取りかかった。復興計画の策定期限は6月末までとされた。復興計画の策定作業を短時間で効果的に行うために、作業は二段階ですすめられ、第1段階で「復興計画ガイドライン」⁽¹³⁾が策定され、次にそれを具体化した「復興計画」が策定された。

「復興計画ガイドライン」を策定するための「神戸市復興計画検討委員会」のメンバーは行政と学識経験者27名だけの構成であった。これに参加した学識経験者は、経済、法律、社会福祉、社会心理、防災、工学、環境など幅広い分野から選ばれた。ガイドライン策定のための「神戸市復興計画検討委員会」は、2月7日に第1回会合を開催し、その後、各メンバーは①都市基盤検討分科会②市民生活検討分科会③安全都市基準検討分科会の3つの分科会に分かれ、延べ14回の分科会、委員会を短期間のうちに開催し、3月27日に「神戸市復興計画ガイドライン」として発表された。

このガイドラインの策定に引き続き、より具体的な復興計画の策定にあたって、ガイドライン策定にたずさわった「検討委員会」の学識経験者に加え、新たに学識経験者13名を加えるとともに、市会議員、市民団体、経済界、労働界、国や県の機関の代表も加えた総勢百名からなる「神戸市復興計画審議会」が設置され、4月22日に第1回審議会が開催された。その審議会のもとに「市民生活」、「都市活力」、「安全都市」の3つの小委員会が設置され、審議会の開催の間に、これらの小委員会を開催しながら検討を進め、6月26日に復興計画審議会の最終的な答申を市長に手渡し、これを踏まえて神戸市は6月末に復興計画を決定したのである。

4. 復興計画策定の決定と組織の設置

最初に、復興計画が必要なかどうかの問いがまず発せられなければならない。復興計画を作るべきかどうかは、本来、自治体にとって重要な選択であり、阪神・淡路大震災以降の地震災害に対しても、すべての自治体が復興計画を作っているわけではない。ただ、一定規模以上の大災害では、策定した事例が多い。⁽¹⁴⁾阪神・淡路大震災の被害は甚大であり、復興計画は必要と言うのが当然の判断であったと考えられる。神戸の場合は、復興本部総括局という組織が1月26日に立ち上がってスタッフが指名された段階では、すでに「復興計画を作る」ということがほぼ決まっていた。主たる目的を復興計画を作るための組織として、立ち上げられたのである。復興計画をとりまとめる事務局である「復興本部総括局」は専任スタッフとしては7人の小世帯であった。

この組織をどう作るかは、二つの方向があるように思われる。すなわち少数の事務局組織とするか、関係局がすべて入った組織とするかである。「神戸市震災復興本部」は、関係局がすべて入った組織であるが、その形態は、少数メンバーの事務局「総括局」が、関係局と調整しながら計画を作るというものであった。これに関連して、筆者の一人の記憶に残っていることがある。⁽¹⁵⁾復興計画の策定作業を終えた直後の1995年6月29日、当時神戸市都市問題研究所理事長であった宮崎辰雄前市長(故人)と同研究所で筆者の一人が二人きりで懇談する機会があったが、そのときに、宮崎氏が最初に切り出した言葉が「君は何人でやったんや？僕るときは100人くらいいたけどな。」という言葉であった。「僕るとき」というのは、宮崎元市長が若くして神戸市震災復興計画をまとめたときであろう。神戸市震災復興本部は、大空襲で壊滅した神戸の市街地の復興のために、戦後、全市を挙げて作られた組織であり、復興に関わる多くの部局が大きき一つの部屋に机を並べ作業をしたのである。⁽¹⁶⁾宮崎前市長は、そのチームのリーダーであった。

しかし、今回は、状況はまったく異なっている。当時よりも市役所の組織は数倍に膨れ上がっている。各部署は、戦後進展した行政組織の歴史の中で、それぞれの「本省」と呼ぶ国の組織にもつながり、様相は非常に複雑になっている。すべてを一堂に入れた新たな組織を作ってやっていくのはかえって難しいことが多い。

神戸市では大震災直前まで神戸市基本計画（マスタープラン）の改定作業を行っていたが、その組織も、復興計画策定の場合と同様の少数の事務局が市役所全体の部局と調整しながら計画を策定する、という形態であった。先ほど述べたように肥大化した行政組織で横断的な計画を作るには、このスタイルのほうが適していると考えられる。このマスタープラン改定の組織を前例に「総括局」が作られたと考えられる。なお、総括局は7人のスタッフであったが、このマスタープランの改定作業を行っていたメンバーがすべて同じフロアにいたため、その10人も復興計画策定を支援する作業を行った。

さて、上記の「計画策定の決定」と「組織の立ち上げ」については、神戸市トップの意思として設置され、また、それは市議会などでも明確に説明もされており「予想通り」の窓に入るものと考えられる。

5. 復興計画策定の目的と策定期限

復興は非常に長期間かかるものであり、むしろ復興計画はじっくりやったらいいのではないか、という議論が一方ではある。はたしてそうだろうか？復興の過程においては、「復興」として長期間の課題だけを行っているのではなく、「復旧」を行いつつ、「復興」も行っている。しかも、短期に早急に行うべき「復旧」の行為の中にも、「復興」の要素が入っている。一旦動き出したものの方向性を変えるのは、並大抵ではない。最初の段階で、方向性をいかに早く示せるか、それが、「復旧」も含めて速やかに完成させることができる原点である。

次に、具体的な策定期日は、どのようにして決まったのか。「復興計画を策定する目的は、「復興の方向性を計画としてまとめる」と「復興の事業をまとめる」ことの二つである。「策定期日」については、この二つの目的のうち、主に、事業のまとめの期限への要請に対応するため、「6月末」と定められた。すなわち、国の翌年度事業の予算策定作業の期限にあわせたものである。日本の公共事業は、毎年年末に来年度予算の原案が策定され、それが予算国会で審議され決定される。この年末の原案を大蔵省が作るために、各省の予算案を求める。その提出期限は一般に盆明けであり、これを「概算要求」と呼んでいる。この各省の概算要求書の中に盛り込まれていないと、翌年度の予算化のめどはむつかしいことになる。そして、各省は、概ね7月中旬に概算要求書をまとめる作業をすませることから、6月末には復興計画書をまとめることが必要となるのである。阪神・淡路大震災は、たまたま1月中旬に起こった。そのため、なんとか6月末の期限を定めても不可能とは言えなかった。ただ、これが例えば5月くらいに起こっていたらどうなるだろうか。この場合は、予算作業に関係なく、もう少し別の条件から期限が設定されるかもしれない。神戸の場合は、早急に策定するという大前提の下、具体的な「期限」については、国の予算作業をにらんで（意図して）設定したものである。なお、策定期限ではなく復興計画の期間は、マスタープランでいうところの「中期計画」と同様の位置づけとし、おおむね10年間として設定

されていた。

復興計画は神戸市の「行政計画」であり、その意味では、当初意図した中身は期限内に書き込むことに成功したと見る可以考虑。すなわち、何を復興計画に書き込むかの目的の明確化と期限については「予想通りの窓」ということで評価したい。

なお、神戸市の復興計画に対して寄せられた意見の中に、復興計画には「〇〇」が書かれていない、云々の批判が一部にあった。しかし、計画はいろいろな立場、いろいろな目的で作ることができる。行政の復興計画は、行政として行う事業を中心に計画を作っており、そのほかのすべてのニーズをも満たすことは無理であろう。むしろ、必要とするケースごとに復興計画があっても良いと考えられる。最も個人的なケースでは「我が家の復興計画」も当然あってもよいし、あれば個人の復興に大いに資すると考えられる。

6. 復興計画策定手順

復興計画をどのように行っていくのか、はまったく何の手がかりもない状態からのスタートであった。何らかの委員会を立ち上げる、ということだけが「暗黙の了解」としてスタッフの共通の認識として存在していた。ここで、当時の状況を把握するために、復興計画に関連する状況を整理しておく必要がある。

阪神・淡路大震災は、神戸市の中枢部を直撃し、住宅だけでなくとどまらず、工場、商店街、オフィス街、金融機関、等々あらゆる都市の機能が壊滅的な打撃を受けたのである。このような中で、神戸市役所は、避難所の運営や仮設住宅の建設など応急的な対応に奔走する一方で、復旧・復興に向けてもやるべきことは山積みされていた。

都市計画局（当時）や住宅局（当時）では、被災地をくまなく歩き被害の状況の把握に努め、被災後おおむね1週間以内にはその全貌を把握していた。そして、1月31日に「震災復興市街地・住宅緊急整備の基本方針」を発表するとともに、不良な住宅が再生産されないための建築制限を行う区域を指定した。その後、2月16日には「神戸市震災復興緊急整備条例」を制定し、「震災復興促進区域」5887haと重点復興地域（当初24地域、最終25地域）を指定した。これに引き続き3月17日には、土地区画整理事業、市街地再開発事業等を行う地域を定める都市計画を決定した。

また、神戸港を管理する港湾局においても、1月30日には早くも港湾計画審議会（地方審）を開催し、2月12日に「神戸港復興計画検討委員会」を設置、2月17日には港湾計画審議会（中央）を開催し、市街地の瓦礫の受け入れのために新港・摩耶地区の再開発計画や六甲アイランド南地区の計画を策定している。このように、復興計画の作業を総括局が開始し始めた1月末には、市の中の一部の部局では、復興計画の内容の重要な部分を担う計画が先行して進んでいたのである。

このような状況であったことから、復興計画の作業は、一部の部局の復興に向けた動きよりは遅れてスタートし、それらも含む全体の計画を作成することになった。

一方、他の多くの部局は、まだ、方向性を十分に打ち出せていないか、あるいは例えば水道局のように応急復旧（とにかく水が出るようにする対応）におおわらわでとても復興まで考える余裕もない、という状況であった。

また、インフラを担当する部局では、国の公共土木施設の復旧手続きに基づきながら応急対応と復旧に努めて

いたが、この復旧工事の中には、例えば耐震性能の向上というような復興といえる要素も入っており、それらは復旧工事として一部が事実上進み始めていた、という状況であった。

また、復興計画の検討が進んでいく中で各部局でも個別の分野での復興計画の検討を進められていった。このように、復興計画を始めるときに、まったく一から何もない状態でスタートしたということではなく、いろいろなものが動き出しながら、また、途中からもいろいろな動きがありながら、それを復興計画としてまとめていくという作業であった。その意味ではプロジェクトマネジメントの中の「プロジェクト統合マネジメント」の要素を併せ持っているといえる。これをパターン図として図-4に示す。

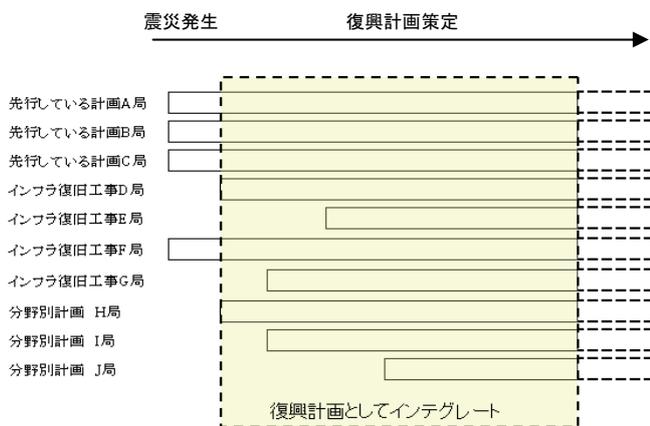


図-4 復興計画と各局の動きのイメージ

この状況の中で、復興計画を速やかに進めていくには、まず、復興計画の骨格となるものを作り、それを目次のように使いながら復興計画の中身を作る、という「2段階の策定手順」の方針が案出されたのである。すなわち、3月末までは「復興計画ガイドライン」を策定し、それに基づいて4月以降に復興計画の中身を作り上げていく。これによって、関係部局も復興の方針を理解しながら各論に生かすように考える余裕も出てくる。この二段階で策定するという方針は、当時の状況では、ある意味で「必然」であったように思う。そして、結果的にも速やかな策定に寄与した。すなわち（予想通りの窓）ということである。

7. 復興計画検討委員会・分科会の設置運営

この2段階の策定という方針ができると、次にその委員会をどのようなものにするか、ということになる。すなわち、委員会をマスタープランの審議会のような100人前後のあらゆる関係者が入った大きなものとして開催するか、それとは異なった形にするか、という検討である。

「ガイドライン」はあくまでも計画の骨格であり、大きな視点からの検討が望ましい、としてガイドラインの検討は学識経験者、専門家のみで構成とされた。そしてその委員の選定においては、マスタープラン改定の際の審議会に参加した委員を核に、大震災からの復興にとって

必要な分野からも追加された。結果的には27人の専門家が選定され、そのうちマスタープランからの引き続きの委員は14名、新たに選定された委員は13名であった。このように大まかな進め方と委員の選定は、ほぼ1週間以内で決められた。

復興計画ガイドラインを作成するために、この27人の委員を①都市基盤検討分科会②市民生活検討分科会③安全都市基準検討分科会の3つの分科会に分けた。そして、第1回委員会→数回の分科会→合同分科会→第2回委員会→第3回委員会という形で検討を行った。

2月7日の第1回目の検討委員会では、事務局資料としては被災状況の概要と、神戸市の基礎指標（人口や経済など）だけが提出されている。このことからわかるように、一部先行している部局があったものの全体としては方向性を定めておらず、良いものはすべて採用しようという意気込みでスタートした。このときに委員会の各委員に対して復興計画に関するアンケートを求められたがこれが検討の手始めであった。各委員からは、アンケートにおいて神戸の復興に対する各々の専門の立場からの熱心な提言があった。

分科会は委員長副委員長を除く各委員が、最低一つの分科会には所属し、安全都市基準検討分科会には、他の分科会の主務が重複して入る構成であった。さらに庁内の関係する部局が、分科会、委員会に参加した。これら分科会と委員会の流れは以下の通りである。

- 2月7日 第1回委員会
- 2月9日 第1回市民生活分科会（緊急対応体制）
- 2月10日 第1回都市基盤分科会（都市構造）
- 2月14日 第2回市民生活分科会（情報、広域協力）
- 2月18日 第2回都市基盤分科会（交通ネットワーク）
- 2月25日 第3回都市基盤分科会（防災都市基盤、住宅住環境）
- 2月27日 第3回市民生活分科会（ライフライン、コミュニティ、ボランティア）
- 3月5日 第1回安全都市分科会（計画の構成、安全都市基準）
- 3月7日 第4回都市基盤分科会（産業基盤、商工業、都市景観、都市文化）
- 3月9日 第4回市民生活分科会（ライフライン、コミュニティ、ボランティア）
- 3月14日 第2回安全都市分科会（安全都市基準）
- 3月18日 合同分科会（ガイドライン、安全都市基準）
- 3月22日 第2回委員会（ガイドライン原案）
- 3月27日 第3回委員会

これを見るとわかるように、安全都市基準分科会は、他の分科会よりは3週間ほど遅れてスタートしている。これは、例えば、都市基盤検討分科会では、災都市基盤のあり方についての検討があり、市民生活検討分科会では、ライフラインや情報についての検討がある、というように他の分科会での防災、安全に関する検討を先行させ、それらを取りまとめる形で安全都市基準を取りまとめたからである。なお、各分科会の主務も入っていることから全体のまとめの作業もこの分科会で行われた。

以上のように、委員会の設置、分科会の設置、委員の選定についてを短期間で決めたにもかかわらず、目標期間内にまとめ上げることができた。これは、委員各位の熱心な議論に助けられたからである。特に、その中でも、各分科会を取りまとめてくれた「主務」の委員の努力が大きかったと思う。今までマスタープラン改定でお世話

になっていた主務の委員や他の委員との信頼関係も速やかな進行にとって大いに役立ったと考えられる。2ヶ月間という短い期間で、また、当初は方向性や着地点も見えない中での作業であったが、交通機関が一部途絶している中で、きわめて高い開催頻度にもかかわらず、ほとんどの委員の出席を得て検討を進めることができ、結果的には的確な方向性が得られたという意味では、委員会、分科会のパフォーマンスは当初の想定を越えた「予想外の」ものである（予想外の窓）と位置づけられると判断したい。

8. ガイドラインの内容

このように50日間ほどで、ガイドラインがまとめられた。この成果、すなわちガイドラインの「内容」について考える。ガイドラインは、復興計画の理念やビジョンをまとめるとともに、神戸が安全で活力と魅力あるまちとして復興するための目標と方向性を示したものである。ガイドラインの内容の中で「復興の目標」が

- ①「安心」して住み、働き、学び、憩い、集えるまち・生活の安定、安全な都市づくり、安心を育むネットワークの形成
- ②創造性に富んだ「活力」あるまち・活力ある産業の復興、活力を生み出す仕組み作り
- ③個性豊かな「魅力」あふれるまち・水とみどり豊かな快適環境づくり、神戸らしさを生かした魅力づくり
- ④ともに築く「協働」のまちづくり・地域に根ざし、人のつながりが支えるまちづくり

とされたが、この目標の設定に対して大いに議論があった。なぜなら、「安心」、「活力」、「魅力」はあまりにも一般的であり、神戸としての特徴がない、という指摘がなされた。実際、このガイドラインができたあと、これをもとに、ある市が、まったく同じ目標を掲げた復興計画を作ったりもした。しかし、現実の被害はあまりに大きく、この言葉に表されるような市民生活すべてを復興する目標にする以外に、結局考えられなかったのである。そして、復興の手法として「協働」がはいることについては、異論は出なかった。この「協働」の概念は、マスタープラン改定の中で出てきた新しいものであり、行政まかせにするのではなく、市民も事業者もともに協力して汗を流してまちをつくろうというものである。大震災の経験から、市民自らの役割の重要性を痛感していたため、これは非常に重要な考え方として受け入れられた。ただ、委員の中には「目標」の中に「進め方」である「協働」が入るのはおかしいという意見もあった。しかし、どのように進めるかも重要であり、その基本である「協働」は目標の中に含めてよい、という考え方で整理されることになった。

これらの目標すなわち、「安心」、「活力」、「魅力」、「協働」に対応して、目標別復興計画として、各々の目標別に復興の「方針」と「施策」を掲げている。施策レベルでは、目標数字や予算額までは示せないものの、かなり踏み込んだ形で書き込んでいるものも多々ある。

この復興計画ガイドラインのもう一つの特徴は、上記の目標別の計画以外に「市街地復興計画」と「安全都市基準」を示したことである。「市街地復興計画」は、大震災の経験から学んだ安全なまちの在り方について、都

市構造、インフラ、ライフラインなどに対して、計画の方向性を打ち出している点である。この部分は、復興計画では、都心、東部市街地、西部市街地の3つの市街地計画となっていく。

「安全都市基準」は、阪神・淡路大震災の経験からくみ取った教訓および過去の災害の教訓も踏まえ、「市民が安心して快適な都市生活を営むため、21世紀の安全都市づくりの目標として設定したもの」であり、日本の今後の安全都市の構築にとって、おそらく多くの都市で適用できる普遍的で重要なものである。この基準は、「①安全都市づくりを進めるうえでの市の行政指針」であるとともに、「②市民・事業者が、市とともに安全な都市を達成するための行動指針」である。

安全都市基準の基本的考え方として、①多様な災害への柔軟な対応・潜在的な多様な災害の特性を考慮②日常性と災害時との調和③水とみどりの活用④自立した生活圏の形成と相互の連携⑤市民・事業者・市の役割分担が掲げられている。これら5つの基本的考え方は、次の復興計画では上記の②④⑤の三つに絞られ、①は理念の中に、③は事業の中に表現された。この基準では、安全都市づくりを三つのフェーズでとらえる提案をしている。すなわち①防災生活圏・生活空間での安心の確保②防災都市基盤・生活圏を支える骨格として都市の基盤が備えるべき安全性③防災マネジメント・上記と連携して防災力を高めるシステムの確保、である。そして、各々のフェーズごとに目標とする施策を提案しているのである。

ガイドラインは、このような内容のものであるが、これらは、前述の分科会と委員会の検討の中から、委員と事務局が真剣な議論を行うことにより生まれてきたものである。その意味で、これらの成果は、予定期間内にガイドラインの内容を仕上げた、という意味では当初期待していた通り（予想通り）ではある。しかしながら、通常、行政の計画づくりの委員会においては、口述原稿やシナリオを準備するなど、ある程度のアウトプットイメージを持ちながら進めていくものであるが、そういうものは一切準備せず、先述のように、内容的には、当初はまだまったく形の無かったものがこのような形として仕上がったことは「予想外の窓」に該当すると考えられる。

9. 復興計画の策定にかかるステークホルダー

このガイドラインに基づき、4月からは復興計画の策定作業に入っていた。大きく見ると、ガイドラインは、計画のフレームである。いったん、フレームが決まると、そこに個別の事業を当てはめていくという作業になる。この段階での検証については一つ一つの要素すべてに対して行うのではなく、復興計画策定の「ステークホルダー」に照準を当てて考えたい。というのは、復興事業をどのように入れ込むのかは、それに関係するステークホルダーの意見が大きく左右するからである。

前述したが、復興計画はあくまでも行政計画である。すなわち、復興のために行政が何をすべきか、を中心にとりまとめたものである。そうは言いながら、復興の目標として「安心・活力・魅力・協働」を掲げており、行政だけですべてを成し遂げる、ということではなく、市民や事業者と役割分担を考えながらともに復興をすすめていこうという考え方である。ただ、少なくとも計画策定の目的は「行政として何をどうするか」が主眼である。

復興計画策定の段階では、「復興計画審議会」を設置した。これは、総勢 100 名の大きな審議会であり、その内訳は①学識経験者 40 名②市議員 6 名（各党派からの代表）③民間各種団体からの代表者等 43 名（住民代表等 25 名 経済界代表 12 名 労働界代表 6 名）④関係行政機関の職員 8 名 ⑤神戸市助役 3 名である。それに、事務局側として庁内の各部局の職員も参加した。ここにあってはいる方々が、復興計画策定のステークホルダーと考えることができる。

そして、計画の中の行政目的に照準を合わせると、県、国につながる縦割りの組織がその中でも特に重要な役割を果たす。

前述したように、住宅局、都市計画局、港湾局では、復興計画の検討が始まる前から、復興の計画づくりが進んでいたが、このような動きのほかにも、「部門ごとの復興計画も策定するように」という市長の指示もあったことから、多くの部局では、市全体の復興計画の議論に参加するとともに、各部門ごとでも委員会を設置し復興計画や法定計画を策定した。それらを列挙すると、「文化指針」、「福祉」、「同和地区復興」、「経済復興」、「防災会議」、「住宅供給」、「神戸港復興」、「砂防」、「消防」、「水道」、「高速鉄道（市営地下鉄）」、「教育再生」である。¹⁷⁾

このように多くの分野別の検討がなされたことは、阪神・淡路大震災でこうむった神戸市の被害がいかに市民生活全般に及んでいたかということの証左でもある。これらの分野別委員会の多くは、神戸市の復興計画が定まる前の 5 月頃にはほぼなんらかの方向性を出し、神戸市全体の復興計画の検討の場に結果を報告している。

この各分野との調整は、復興計画の策定においても非常に重要である。というのは、市の行政上の業務は、ほとんどの分野において、国の各省庁の担当局とつながっている。この縦割りの力は非常に強いので放っておいたらバラバラの動きになってしまう。市全体の計画をまとめる意義はこの点でも大きい。復興計画をバランスよく仕上げるためには、それら各部局の事業を全体の中で把握して、軽重を判断しながら表現することが必要である。一方、いくら良い案でも、国で認められなければ、いわゆる「絵に描いた餅」となってしまう。

このように、復興計画の策定には「国」「県」を含む縦割り組織との調整が非常に重要である。復興計画策定に際しては「復興計画審議会」の場だけではなく、国、県との非常に濃密な調整を元に行われたのである。

これらのステークホルダーにとって復興計画の策定作業はどうであったのか、という検証は重要である。しかし、これは、非常に難しい。神戸市では、策定後 10 年間にわたって総括と検証を行ってきているが、この策定時の評価については聞けていない。その意味ではステークホルダーすべての意見が確認できておらず、不明な部分がある。ただ、その中の県、国との縦割りのつながりについては、充分調整されたものであったと考えている。したがって、一部は「予想通りの窓」に入るが、作成側からはわからない「盲目の窓」の部分もある。

10. 市民参加

復興計画は行政計画ではあるが、もちろん市民・事業者の意見を多く取り入れることは重要である。そのため、復興計画策定の作業の中でもそのための方策を行った。一つは、100 人もの大規模な復興計画審議会の中に多く

の市民、事業者の代表の参加を図ったことである。前述したように 43 名が市民・事業者からの代表であり、市議員 6 名を加えるとほぼ半数である。神戸市には 1000 人の市政アドバイザーがいて必要に応じ提言をもらえるシステムがあり、彼らにも提言を求めた。さらに、市民に対して提言募集を行ったが、この際に、まだあまり普及していなかったがインターネットでも意見募集を求めた。また、各局の各分野別の計画作りにおいても関係者の意見を多く求め、それを市の復興計画に反映させるよう努力された。これらの取り組みを行うことにより市民の意見を反映させるようにしたが、これで十分かどうかについては、ある程度限定的な評価しかできない。しかし、これに関しては重要な要素を見落としてはならない。先ほどから述べているように、神戸市では、平成 3 年 11 月からマスタープラン改定に関する作業を行ってきており、市民参加を前提にマスタープランの策定が進められてきた。¹⁸⁾ この作業の中で、復興計画の中の重要な要素である都市像や重要な施策の議論が多く市民を巻き込んで行われてきた。ハリケーンカトリナからのニューオーリンズ市の復興計画（UNOP）の策定の際に白紙の状態から議論したアメリカスピーク主催の住民討論会¹⁹⁾とはスタート地点がまったく異なるのである。計画策定のスピードと市民参加を十分に取り入れることは、ある意味でトレードオフの関係とならざるを得ず、不十分ではあったかもしれないが、それ以前のポテンシャルの評価も忘れてはならない。今回の評価としては、限定的であったが意図して行ったものであり「予想通りの窓」に入るが、その時点では市民の一部の参加に限定されており、一部不明な「盲目の窓」の部分もあることと考えられる。これまでのマスタープランの検討への市民参加についての効果はここで評価を行うのは難しい。

なお、誤解の無いように述べておくと、限定的な市民参加とならざるを得なかったのは市全体の復興計画の策定についてであり、分野別計画の中の区画整理事業などの「まちづくり」においては、二段階決定の手法を取り、当初の事業区域の決定においては短期間で行政主導で行ったが、事業についてはきめ細かな住民参加のもとで進められた。⁽³⁾

11. 復興計画の重点を示す

復興計画の内容の中の「構成」にかかわる部分として「重点を示す」という点について検討する。復興計画の検討の中で、ある委員から、「神戸市は、得意なことに集中しようとしているのか、全般にすべてをおしなべてやろうとしているのか？」という趣旨の発言があった。

たしかに、限られた資源の中では、得意な、あるいは効果の高いものに絞ったものだけをやればそれに越したことはない。しかし、大震災の被害が市民活動、経済活動のすべてに及んでいる状況では、あらゆる分野に手を付けざるを得ないという状況がある。結果的に、復興計画の中には 1000 近い事業が含まれることとなった。

そこでこれらのうちの重点となるものを「17 のシンボルプロジェクト」として示した。

復興計画の重点を示す場合に、このようなシンボルプロジェクトという表現でいいのかどうか、という点も検討が必要である。これに関連する一つの事例を紹介する。

国においても、「阪神淡路復興委員会」通称「下河辺委員会」が設置され多くの提言がなされたが、その提言

の中で「復興特別事業」と「復興特定事業」というものが提案された。「復興特別事業は縦割り官庁と調整して縦割りの枠組みの中でこなしていくべきである。復興特定事業は縦割りの枠を超えた総合プロジェクトにしたい。」²⁰⁾ というものであり、そのうちの復興特別事業を国の復興本部が取りまとめるという方針が、6月ごろに出てきた。すなわち「下河辺委員会」において、「・(何ヵ年にも亘る復興事業の) 予算の一括計上や特別法の制定は成り立ちそうにない。大胆な予算編成を期待している。・復興についての最終的な責任は国が持つべきである。・復興特別事業は5年以内で実施するべきであり、5年を超えると普通の事業に戻ると考えるべきである。・復興特別事業の5年間だけでも補助率を上げるようにできないか。」²¹⁾ といった意見が出され、それに呼応するように、各部局は、国の省庁と協議をしながら考えうる限りの多くの事業を国の復興本部に持ち込んだ。ところが、いつの間にか、結果的には「復興特別事業」というものは「ない」ということになってしまった。その理由はなぜか、については明確な説明はなかった。査定は大蔵省の仕事であり、復興本部の仕事ではない、というような理由が囁かれたがとにかく収拾がつかなくなったためであろうことは想像に難くない。この一事にも、全体計画と個別計画のディレンマが明確に現れたのである。

この国の復興委員会の提案でそのとき出てきた「特別事業」は、予算の特別な保証を与えようというものである。このような形の重点化という方法も当然考えられる。ニューオーリンズ市においては、復興計画(UNOP)に、計画と資金の関係を明確に示しており、予算面も含め優先度を示すことができている。²²⁾ もう一方の「特定事業」は、神戸の「シンボルプロジェクト」と同じ趣向で。こちらのほうは「絞る」こと、及び「横断的な事業」に重点を置いている。どちらにしても、大きな災害に対する復興計画は、被害範囲が大きいと計画の内容も多岐にわたると考えられる。その場合、相対的な重点をどこに置くかを計画の中で示すことは重要である。

この「重点を絞る」と言う意味では、もともと委員の発言を契機に「シンボルプロジェクト」が書かれたという経緯から「予想通りの窓」と評価できる。

1.2. 復興計画策定の潜在要素 (1) ケイパビリティ

今回、このように短期間でありながらこの復興計画をまとめあげることができたことについてその検証をここまでやってきたが、まだ取り上げていない二つの重要な要素がある。これらは、最初にあげたプロジェクトマネジメントの手法でも考慮されてはいないが、非常に重要な要素である。一つは、これらの策定にかかわったすべての者の「実現しうる能力=ケイパビリティ」である。なぜ、ここで単に「できる=アビリティ」でなく、「ケイパビリティ」と言うのかというと、災害は突然やってきて、そのときから急に「すぐに復興計画を作れ」となるからである。日頃から復興計画の準備をするということはずがない。持っている能力を復興計画づくりに当てる、ということになるからである。神戸市の場合に限って言うと、それは、過去の経験、特に今回は直前まで行っていたマスタープラン改定作業の経験が大きく寄与したと考えられる。

阪神・淡路大震災の直前まで、神戸市では、第4次神

戸市総合基本計画の改定作業を行っており、発表の直前まで行っていた。大震災の9ヶ月前の平成6年4月には「第4次基本計画案」(素案)が発表されており、その素案への審議が平成6年6月から始まり、平成6年12月に終了し、すでに基本計画審議会の答申も得ていた。この大震災がなければ数日後に発表の運びとまでなっていたのである。マスタープランを改定するという作業は、<①市の現況と課題の把握②めざすべき都市像③そのための各分野の施策という市の行政課題すべてにわたるもの>である。言い換えれば、それらの総合的なレビューがすでに終わっており、その作業の上にめざすべき都市像もすでに見据えられるような緻密な作業が一旦完了していたということである。

復興計画策定において、この作業は当然、大いに活用されるべきであるし、実際に、大いに生かすことができた。そもそも、人口150万人もの大都市の中核が壊滅的な状態となったことに対して、その被害を正確に把握するという事は、並大抵のことではない。まず、震災前の状態がどうであったのか、がわかっていて初めて被害が理解できるのである。その意味で、それに先立つマスタープラン改訂作業を行ってきたスタッフがいたこと、そして全体的な知識、方向性をこれまでの作業の中ですでに蓄積してきた力量あるスタッフを震災直後の時点ですべて活用できたことは大きい力となった。

また、学識経験者についても、このマスタープランの審議にかかわった委員は、すでに神戸市に対して多くの情報を共有しており、市の実像をきちんと頭の中に描けている。復興計画のガイドラインを作る段階では、このマスタープランの審議にかかわった委員が約半数いて、このメンバーをコアにして、さらに新しい委員も入る、という手法が取られた。これによって、いたずらに基礎的な情報の勉強に時間を取ることもなく、本題にいきなり入っても違和感無く進めることができた。

また、復興計画の個々の分野の施策を実際に進める各部局との調整においても、それまでのマスタープラン改訂作業で培ったネットワークを生かすことができ、円滑な調整がすぐにはできたことは大きなプラス要素であった。

このように今回の神戸市の復興計画策定に際しては、マスタープラン改定作業により、事前にまちの状態を良く知っており、また、担当部局の事業の内容を事務局側の職員も理解できており、十分な知識と良好なコミュニケーションができた状態で進められたことは非常に有利な条件であった。このケイパビリティは潜在要素であるが、あえて検証の窓で評価をすると、ある程度はマスタープランメンバーを活用できると考えられていたという点では「予想通りの窓」となる。

1.3. 復興計画策定の潜在要素 (2) パッション

もう一つの重要な要素が、この復興計画策定の作業の中に潜んでいるのを見落としてはならない。それは、策定にかかわった者すべてが、この未曾有の災害から何かを学び何かを変え、何かをなし遂げようと真剣に取り組んだということである。復興計画検討委員会の立ち上がりから、委員や同僚の中にそのパッションを感じながら策定作業を行った。

大災害後の対応には、前例のない迅速な対応が必要となることが多々あることを阪神・淡路大震災は教えてくれる。この大災害そのものが未曾有であり、それを乗り

越える「復興」もまた、経験したことの無いものであるからだ。したがって神戸の復興過程では、前例のないことに対する前例のない多くの決断が、その都度なされていった。このことは、神戸市にとどまらず、国や兵庫県や多くの関係機関の対応も同様であった。

また、復興計画検討のための委員会は、交通が断絶した不便な状態にもかかわらず高頻度に会議を開催し、しかも毎回高い出席率を示した。参加した委員の多くが、自ら資料を用意し、書き下ろしの提言を持参するなど、通常の委員会ではおよそ考えられない熱心な対応であった。こうした事実は、阪神淡路大震災からの復興計画策定にかかわった関係者の間に、一刻も早く問題を打開したいという「熱い想い＝パッション」が共有されていたことを示唆する。

このパッションの源泉は何から来るものであろうか？筆者の一人である林は当時を振り返って、『危機感』であると指摘する。「何もしなければ災害に負けてしまう、災害に負けないために自分にできることなら何でもしたい」という感覚である。それが前例にこだわらない大胆さを生み、迅速な対応を求めさせる背景となっている。震災復興にかかわった人々にこうした危機感が共有された結果、「災害に負けないまちを作る」ことを目指したアクティブでポジティブな面を持った「パッション」につながった。

大災害への対応にはこの「パッション」が絶対に必要であるということは現時点での筆者3名の合意である。

この重要な潜在要素「パッション」は、復興計画策定時には予想もされておらず「予想外」である。

1.4. まとめ及び今後の課題

以上、これまで、復興計画の様々な要素に対して検証を行ってきた。この検証結果を表-1にまとめて示す。

表-1 評価の結果

	予想通りの窓	盲目の窓	知られざる窓	予想外の窓
策定の決定、組織の設置	○		●	
目的設定	○			
策定期限	○			
手順（二段階）	○		●	
委員会運営	○		●	☆
ガイドラインの内容	☆			○
ステークホルダー	○	△		
市民参加	△	△		
重点提示	○			
ケイパビリティ	○		▲	
パッション			●	○

※最も該当するものを○ 副次的に該当するものを☆ 限定的なものを△で表現

また、第三者が知っていたかどうかについての評価を知られざる窓に示した。●は今回の研究ではじめて知ったもの、また▲は、以前から漠然とは知っていたが詳しくは知らなかったものである。

表1からあきらかなように、復興計画の策定に対して

抽出した要素を「検証の窓」から見ると、「予想通りの窓」に印がつかなかったものは11項目中1つに過ぎず、当初当事者側で意図したことを計画に盛り込むことに成功していると考えられる。ただ、委員会の運営は「無から有を短時間で生み出した」という性格があり、その成果であるガイドラインの内容はある意味では意図した以上の成果が得られたともいえる。しかし、短期間でまとめられたこともありステークホルダーや市民参加が十分であったかについては、当事者側では把握しにくい部分もあった。

さらに重要なことは「知られざる窓」の存在である。表1の●と▲は、復興計画策定に参加していない研究者にとって、今回の分析を通してはじめて明らかとなったものである。すなわち、今まで関係者だけが漠然と理解していた「復興計画策定の決定や組織の設置」「二段階の計画策定手順」「委員会運営」に関わる実態と、「ケイパビリティ」や「パッション」といったそこに参画していた人々がいただいた感覚が、今回の分析を通して公知となった。

再現可能な手法を用いて、将来発生する大規模災害において復興計画を策定する過程でも活用可能となる事実やさまざまな見方を体系的・整合的に提示することができたと考えられる。まさにジョハリの窓で自己の能力の改善を図るように、今回の分析により阪神・淡路大震災での神戸市の復興計画策定過程の経験について「知られざる窓」が狭くなり、「予想通りの窓」が大きく広がった。そこに本研究の意義を見出せるといえる。

復興は10年間あるいはそれ以上の時間を必要とする長期間の作業である。復興計画は、書き上げれば終わりと言うことではなく、それからの長い時間をかけたプロジェクトである。その間に社会状況も変化し、個別事業の進捗にばらつきも生まれていく。いわば復興計画の実施に関する進捗管理が不可欠であり、神戸市では大震災からの10年間「総括と検証」を繰り返しながら復興を進めてきた。したがって、今回検討した復興計画の策定過程のみでなく、復興の進捗過程全体についても今回と同様な研究も今後必要であると考えられる。

本稿が、将来必要となるであろう大災害の後の復興計画策定にとって参考となることを願って稿を終えたい。

補注

(1)「盲目の窓」及び「予想外の窓」は、小さくはなるが、いつまでも当事者に見えないものや、社会的にも明らかにならない部分は必ず残り、すべてが消滅することはない。

(2)神戸市の震災復興本部の設置は条例の規定が必要で市議会の議決事項であったため、条例上の施行は市議会開催日の2月16日であったが、実質的には、1月26日に設置された。

(3)紙面の都合でこの各論部分には触れないが、すでに発表された文献を参照されたい。復興都市計画における住民参加については、多くの文献があるが、ここでは次の二つを紹介しておく。

中山久憲「苦闘 元の街にすみたいんや！ー神戸市湊川町・住民主体の震災復興まちづくりー」晃洋書房 PP127-167、神戸防災技術者の会編著「伝承 阪神・淡路大震災～われわれが学んだこと～」PP238-252

参考文献

1) Laurie A. Johnson “Recovery and Reconstruction following Large-Scale Disasters: Lessons Learned in New Orleans” The 2nd

International Conference on Urban Disaster Reduction Proceedings
2007 pp.2,3

- 2) 国際赤十字・赤新月社連盟「世界災害報告 2004年版」2006
 - 3) Haruo Hayashi “long-term Recovery from Recent Disasters in Japan and the United States” Journal of Disaster Research Vol.2 No.6 2007 p.413
 - 4) 神戸市「神戸市復興計画」1995
 - 5) 「神戸市震災復興総括・検証報告書(1)～(7)」2000
 - 6) 神戸市復興・活性化推進懇話会「復興の総括・検証報告書」2003
 - 7) プロジェクトマネジメント協会「プロジェクトマネジメント知識体系ガイド2000年版」 2000 pp.4-7
 - 8) 西村克己「世界一やさしい！プロジェクトマネジメントのトリセツ」日本実業出版社, 2007 pp.105,106
 - 9) 深堀元文編著「心理学のすべてがわかる本」日本実業出版社 2007 pp32-33
 - 10) Toshikazu Ota “The Kobe City Restoration Plan: Factors That Facilitated Its Rapid Formulation” The 2nd International Conference on Urban Disaster Reduction Proceedings, 2007
 - 11) 辻雄史「震災復興の理論と実践 神戸市復興計画の策定」(財)神戸都市問題研究所, 1996年 pp.21-39
 - 12) 神戸市「阪神・淡路大震災神戸復興誌」, 2005 pp.200-205, 983-985
- 以下、復興関連の経緯についてはことわりのない限り同書から引用した。
- 13) 神戸市「神戸市復興計画ガイドライン」1995
 - 14) 牧紀男, 太田敏一, 林春男「どれだけの規模の災害に見舞われたら復興計画が策定されるのか？ー復興計画が策定される災害規模と計画内容ー」地域安全学会論文集 No. 9, 20007
 - 15) 筆者の一人の記録から
 - 16) 筆者の一人の記録から
 - 17) 震災復興の理論と実践(前掲書) p.30
 - 18) 神戸市「第4次神戸市基本計画 世界とふれあう市民創造都市」 1995 p.314
 - 19) Laurie A. Johnson “Recovery and Reconstruction following Large-Scale Disasters: Lessons Learned in New Orleans” (前掲書) pp.3,4
 - 20) 阪神・淡路復興委員会議事要旨 第7回 (H7.5.22.)
 - 21) 阪神・淡路復興委員会議事要旨 第10回 (H7.7.18.)
 - 22) City of New Orleans “The Unified New Orleans Plan” 2007 pp.160-187

(原稿受付 2008.5.24)

(登載決定 2008.9.13)